

Q&A（令和2年11月4日版）

【更新履歴】

- ・ 11月4日：Q7を追加しました。

Q1 実家から通学していますが、授業料は自身のアルバイトや奨学金から支出しています。この場合、申請者区分は「B」になりますか。

A1 実家から通学している場合は、主に申請者区分「A」に該当します。なお、申請者区分「B」は、主に実家を離れ、家賃・食費等の生活費を自分で負担しながら通学している学生を想定しています。

Q2 収入額確認書類に関して、当該月の勤務時間がないため給与明細が発行されなかった月があります。書類として提出できるものはありませんが、どうすればよいでしょうか。

A2 例えば、給与明細の写しと給与振込口座の写しの両方により確認する方法が考えられます（前月は勤務先からの振込があったのに対し、当月は振込がないことで確認）。給与が現金手渡しの場合、勤め先に当該月の給与がなかったことを証明する書類の作成を依頼してください。

Q3 収入額確認書類に関して、新型コロナウイルス感染症による影響で勤務先が閉店となりました。翌月以降の収入額を確認できる書類はありませんが、どうすればよいでしょうか。

A3 勤務先が閉店となった場合は、失業証明書等、勤務先が閉店となったことを証明できる書類を提出してください。

Q4 要項に定められている提出書類を準備できません。前期に行われた「学生支援緊急給付金」と同様に、自己申告のみで申請することは可能でしょうか。

A4 今回の緊急減免は「学生支援緊急給付金」とは異なり、要項に定めた提出書類は必須となります。自己申告のみでの申請はできません。

Q5 「緊急授業料減免」の提出書類と「令和2年度後期授業料減免」の「経済的事由による授業料減免」の提出書類が一部重複していますが、重複している書類はどちらかの申請にのみメール添付すればよいでしょうか。

A5 「令和2年度後期授業料減免」と重複している書類であっても、申請時は必要な書類をそれぞれにメール添付してください。

Q6 家計を支えている父が今年に入ってから病気になり、収入が大きく減少しました。新型コロナウイルス感染症による影響ではありませんが、緊急授業料減免の対象になるでしょうか。

A6 本事業は新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者を対象としているため、それ以外の場合による家計急変は本事業の対象ではありません。ただし、質問のような状況により家計急変があった場合、修学支援新制度による給付型奨学金の対象となる可能性があります。詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

【奨学金に関する問い合わせ先 (a)を@に代えてメールすること】

大和キャンパス（看護・事業構想）：学生支援グループ

[gakusei\(a\)myu.ac.jp](mailto:gakusei(a)myu.ac.jp)

Q7 申請書の申請区分 B、「月における収入・支出の概算を回答ください」に関する質問です。ここで回答する収入・支出の概算は、コロナウイルス感染拡大の影響を受けていなかった頃のものを記述するのでしょうか、それとも現在のものを記述するのでしょうか。(11月XX日追加)

A7 こちらの設問は新型コロナウイルス感染症拡大により経済状況が悪化する前の経済状況を確認する質問ですので、「コロナウイルス感染拡大の影響を受けていなかった頃のものを」を記載ください。